

第 編 間接国税編

8 酒 税

統計表を見る方のために

8 酒 税

統計表を見る方のために

1 利用上の注意

この章は、平成14年4月1日から平成15年3月31日までの間に製造場から移出された酒類について、平成15年4月30日までの申告又は処理による課税実績及び平成15年3月31日における調査時点の事績を示したものである。

酒類とは、アルコール分1度以上の飲料（アルコール専売法の適用を受けるアルコールを除く。）をいい、原料と製造方法により10種類、11品目に分類されている。

種類は、①清酒 ②合成清酒 ③しょうちゅう ④みりん ⑤ビール ⑥果実酒類 ⑦ウイスキー類 ⑧スピリッツ類 ⑨リキュール類 ⑩雑酒である。

品目は、①しょうちゅう甲類 ②しょうちゅう乙類 ③果実酒 ④甘味果実酒 ⑤ウイスキー ⑥ブランデー ⑦スピリッツ ⑧原料用アルコール ⑨発泡酒 ⑩粉末酒 ⑪その他の雑酒である。

2 統計表の収録一覧

統計表	分類方法	調査項目							調査方法	
		課税数量	税額	製成数量	販売（消費）数量	製造場数	販売場数	製造業者数		販売業者数
8-1 課税状況										全数調査
(1) 課税状況	種 類 別	○	○							
(2) 県別課税状況	〃	○	○							
8-2 製成数量										全数調査
(1) 製成数量	種 類 別			○						
(2) 製成数量の累年比較	〃			○						
(3) 県別製成数量	〃			○						
8-3 販売（消費）数量										全数調査
(1) 酒類の販売（消費）数量	種 類 別				○					
(2) 販売（消費）数量の累年比較	〃				○					
(3) 税務署別販売（消費）数量	〃				○					
8-4 免許場数										全数調査
(1) 酒類の製造免許場数	種 類 別					○		○		
(2) みなし製造場数	〃					○				
(3) 連続式蒸留機の設備状況						○				
(4) 酒母及びもろみの製造場数						○				
(5) 酒類販売業者数及び酒類販売業免許場数	種 類 別							○	○	
(6) 免許場数の累年比較	〃					○	○			
(7) 税務署別免許場数	種別別、卸・小売別					○	○		○	